

令和 6 年度 第 1 回愛西市権利擁護支援連携協議会次第

日時 令和 6 年 8 月 21 日 (水)
午後 2 時 40 分から
場所 愛西市役所 北館
会議室 2-1・2-2

1 あいさつ

2 議 題

(1) 中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について

①令和 5 年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況 …資料 1

ア 相談対応実績

イ 広報活動実績

ウ 成年後見制度市長申立案件の経過

②令和 6 年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施計画 …資料 2 (事業項目)

ア 権利擁護に関する広報啓発

イ 権利擁護に関する総合相談

ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人等支援

エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業

オ 後見業務の提供事業

③愛知県が実施する市民後見人等養成事業 …資料 3

(2) 意見交換

・愛西市の法人後見事業の方向性について …資料 4

3 その他

※第 2 回愛西市権利擁護支援連携協議会

[日時] 令和 7 年 2 月 19 日 (水) 午後 2 時 40 分から午後 3 時 40 分

[場所] 愛西市役所北館 2 階会議室 2-1・2-2

愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を協議するため、愛西市権利擁護支援連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 愛西市権利擁護支援センターの運営状況、体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (3) 司法、医療、福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他、判断能力の不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護支援に資すること。

（協議会）

第3条 協議会は、委員7人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 医療関係者
- (5) 高齢者福祉関係者
- (6) 障害者福祉関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

(議事)

第7条 会議の議長は、委員長が掌る。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、利害関係を有する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保険福祉部社会福祉課に置く。

2 協議会の運営については、愛西市と愛西市権利擁護支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿

任期 令和5年7月1日から令和7年6月30日

区 分	氏 名	所 属	備 考
委員 弁護士	服部 一将	愛知県弁護士会	委員長
委員 司法書士	浅井 佐智子	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部	副委員長
委員 社会福祉士	鎌田 正慶	愛知県社会福祉士会	
委員 医療関係者	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院	
委員 高齢者福祉関係者	山田 五月	佐屋苑地域包括支援センター	
委員 障害者福祉関係者	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福祉会	
委員 社会福祉関係者	中上 陽子	愛知県社会福祉協議会	
オブザーバー	長谷川 和秀	名古屋家庭裁判所 次席書記官	
事務局 愛西市	水野 裕公	保険福祉部社会福祉課 課長	
事務局 愛西市	柘植 佐知子	保険福祉部社会福祉課 課長補佐	
事務局 愛西市	藤本 貴志	保険福祉部社会福祉課 主査	
事務局 愛西市	八木 久美子	保険福祉部高齢福祉課 課長	
事務局 愛西市	吉松 優子	保険福祉部高齢福祉課 主査	
事務局 権利擁護支援センター	稲穂 宏紀	専門相談員	
事務局 権利擁護支援センター	伊藤 美羽	専門相談員	
事務局 社会福祉協議会	酒井 真	在宅サービス課長	
事務局 社会福祉協議会	佐藤 和子	専門相談員	

愛西市権利擁護支援センター 令和 5 年度相談対応実績

1 対象者の種別 (人)

		認知症	知的障害	精神障害	高齢者	その他	不明	合計
7 月	実人数	5	2	1	1	0	0	9
	延人数	10	6	1	1	0	0	18
8 月	実人数	6	1	2	0	0	0	9
	延人数	13	3	3	3	0	0	22
9 月	実人数	6	0	0	1	0	0	7
	延人数	25	0	0	2	0	0	27
1 0 月	実人数	4	0	1	0	0	0	5
	延人数	26	1	2	3	0	0	32
1 1 月	実人数	3	0	1	1	0	0	5
	延人数	18	2	1	1	0	0	22
1 2 月	実人数	0	3	0	2	0	0	5
	延人数	5	6	0	4	0	0	15
1 月	実人数	5	2	1	1	0	0	9
	延人数	16	3	1	1	0	0	21
2 月	実人数	14	3	0	0	1	0	18
	延人数	18	5	0	0	3	0	26
3 月	実人数	4	2	2	1	0	0	9
	延人数	9	4	3	1	2	0	19
合計	実人数	47	13	8	7	1	0	76
	延人数	140	30	11	16	5	0	202

2 相談方法 (人)

	訪問	電話	来所	ケース会議等	巡回相談	その他	合計
7月	8	4	5	1		0	18
8月	7	8	6	1		0	22
9月	12	2	11	0		2	27
10月	4	21	7	0	0	0	32
11月	13	5	2	2	0	0	22
12月	2	2	7	2	2	0	15
1月	6	6	5	2	2	0	21
2月	13	6	5	1	1	0	26
3月	6	7	4	0	2	0	19
合計	71	61	52	9	7	2	202

月平均 実人数 8. 4 人
延人数 2 2.4 人

3 相談者

(人)

	本人	家族	親族	ケアマネジャー	地域包括支援センター	介護関係事業所	障害関係事業所	相談支援事業所	社会福祉協議会	行政	医療機関	民生児童委員	知人・地域住民	後見人等	法律専門職	家庭裁判所	金融機関	消費者センター	警察	その他	不明	合計
7月	2	2	0	3	3	2	1	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
8月	6	4	0	3	6	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	22
9月	4	2	1	1	7	1	0	0	0	9	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	27
10月	2	7	2	2	9	1	0	0	0	4	1	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	32
11月	2	3	0	2	3	3	0	0	0	4	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	22
12月	3	5	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	15
1月	4	4	1	5	2	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	21
2月	0	7	1	2	1	8	0	4	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	26
3月	1	5	2	3	1	1	0	2	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	19
合計	24	39	7	22	33	19	3	9	0	22	9	1	0	11	3	0	0	0	0	0	0	202

4 相談対応内容内訳

(件)

	日常生活自立支援事業	成年後見制度説明・相談	本人申立手続支援	親族申立手続支援	市長申立手続支援	財産（金銭）管理	書類管理	総合相談・手続き支援	相続・遺産分割・遺言	悪徳商法・消費者被害	虐待・権利侵害	後見人等支援	契約等法律行為	不安の解消	任意後見	報酬助成	債務・浪費	家賃・光熱費等支払い	その他	合計
7月	3	3	0	3	6	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	18
8月	5	6	0	0	4	0	0	0	3	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	22
9月	8	7	0	0	11	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
10月	1	6	2	5	12	0	0	1	2	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	32
11月	1	3	0	1	4	5	0	0	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	0	22
12月	0	1	0	3	3	0	0	0	1	0	2	2	0	2	1	0	0	0	0	15
1月	1	2	0	2	1	0	0	6	1	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	21
2月	5	4	0	4	2	0	0	1	0	1	0	3	0	1	0	0	4	1	0	26
3月	1	1	0	0	1	6	2	1	1	2	0	2	0	1	0	0	1	0	0	19
合計	25	33	2	18	44	11	2	10	10	3	11	18	1	7	1	0	5	1	0	202

5 申立等手続支援実件数 (件)

	本人申立手続支援	親族申立手続支援	市長申立手続支援	合計
7月	0	1	0	1
8月	0	0	0	0
9月	0	0	0	0
10月	0	1	3	4
11月	0	0	0	0
12月	0	1	1	2
1月	0	2	0	2
2月	0	0	0	0
3月	0	0	0	0
合計	0	5	4	9

参考

日常生活自立支援事業支援
0
1
0
1
2
0
1
0
0
5

愛西市権利擁護支援センター 令和5年度広報活動実績

1. 関係機関への広報

市内	99件
市外	78件
合計	177件

(市内内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	3件
居宅介護支援事業所	19件
介護施設	24件
相談支援事業所	3件
障害福祉事業所	8件
クリニック	17件
薬局	3件
金融機関	17件
行政(支所)	3件
その他	2件
合計	99件

(市外内訳)

関係機関	件数
地域包括支援センター	2件
居宅介護支援事業所	30件
介護施設	23件
相談支援事業所	1件
障害福祉事業所	3件
行政	1件
病院	11件
薬局	1件
警察	2件
その他	4件
合計	78件

2. 会議等での広報

日付	相手先	場所	人数
R5.5.24	ボランティア連絡協議会	八開総合福祉センター	約20名
R5.6.14	佐織地域包括支援センターエリア ケアマネジャーオンラインサロン	オンライン	9名
R5.6.15	民生児童委員定例会(立田・佐織地区)	愛西市文化会館	約60名
R5.6.20	民生児童委員定例会(佐屋・八開地区)	愛西市文化会館	約55名
R5.6.30	地域包括支援センター連絡調整会議	愛西市役所	5名
R5.7.12	介護保険事業所及び施設連絡会議	愛西市役所	約20名
R5.7.14	愛西の里さや保護者懇談会	愛西の里さや	約10名
R5.7.27	愛西の里はちかい八開保護者懇談会	愛西の里はちかい	約5名
R5.7.28	地域密着型サービス事業者連絡協議会	愛西市役所	約10名
R5.7.28	障害者地域総合支援協議会	愛西市役所	約15名
R5.7.31	愛西の里たつた保護者懇談会	愛西の里たつた	6名
R5.9.30	市民向け権利擁護普及啓発講演会※1	愛西市文化会館ホール	86名
R5.11.10	立田地区協議体	スワロー(喫茶店)	10名
R6.1.16	民生児童委員定例会(佐屋・八開地区)	愛西市文化会館	約55名
R6.1.16	民生児童委員定例会(立田・佐織地区)	愛西市文化会館	約60名
R6.1.30	行政職・福祉職のための成年後見制度 研修会※2	愛西市文化会館	41名

※1 市民向け権利擁護普及啓発講演会

参加人数86名内訳

職種	人数
市民	40名
福祉職	21名
民生児童委員	12名
医療職	9名
行政職	2名
無記名	2名
合計	86名

※2 行政職・福祉職のための成年後見制度研修会

参加人数41名内訳

職種等	人数
ケアマネジャー	15名
地域包括支援センター職員	7名
民生児童委員	6名
行政職員	3名
社会福祉協議会職員	2名
障害福祉事業所職員	2名
相談支援専門員	2名
その他(司法書士、行政書士)	2名
生活相談員	1名
介護関係事業所職員	1名
合計	41名

令和5年度成年後見制度市長申立案件の経過について

- ケース1** 2023-1 Y・M (55歳 女性 中等度精神遅滞、アルコール性精神病)
- 8月30日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 福祉職、社会福祉士
- 10月20日 家庭裁判所市長申立 (後見人等候補者) 社会福祉士
- 11月27日 審判書を受理(市担当課) (成年後見人) 社会福祉士
- 12月22日 ケース引継ぎのため打ち合わせ会議の実施
(出席者) 成年後見人 支援者 権利擁護支援センター 市長申立担当者
- 1月25日 本人と支援者間会議の実施
- ケース2** 2023-2 N・K (81歳 男性 前頭側頭型認知症)
- 8月30日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 法律職
- 10月3日 家庭裁判所市長申立 (後見人等候補者) 弁護士
- 11月2日 審判書を受理(市担当課) (成年後見人) 弁護士
- 11月27日 ケース引継ぎのため打ち合わせ会議の実施、会議後本人と面会
(出席者) 成年後見人 支援者 権利擁護支援センター 市長申立担当者
電子@連絡帳「つながろまい愛西」の電子メールにて情報共有を継続
- ケース3** 2023-3 H・Y (91歳 女性 アルツハイマー型認知症)
- 8月30日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 福祉職
- 10月17日 家庭裁判所市長申立 (後見人等候補者) 行政書士 (+社会福祉士)
- 10月26日 審判書を受理(市担当課) (成年後見人) 行政書士
- 11月16日 ケース引継ぎのため打ち合わせ会議の実施、会議後本人と面会
(出席者) 成年後見人 支援者 権利擁護支援センター 市長申立担当者
- ケース4** 2023-4 Y・A (75歳 女性 脳梗塞、認知症)
- 11月8日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 法律職
- 12月5日 家庭裁判所市長申立 (後見人等候補者) 弁護士
- 12月21日 審判書を受理(市担当課) (成年後見人) 弁護士
- 1月5日 ケース引継ぎのため打ち合わせ会議の実施、会議後本人と面会
(出席者) 成年後見人 支援者 権利擁護支援センター 市長申立担当者
- ケース5** 2023-5 S・T (90歳 女性 アルツハイマー型認知症)
- 12月22日 市との打ち合わせ 市長申立が適当と判断
- 12月27日 市へ親族調査依頼を提出
- 2月16日 支援検討委員会開催 (受任候補者検討) 福祉職
- 4月4日 家庭裁判所市長申立 (後見人等候補者) 行政書士
- 5月8日 審判書を受理(市担当課) (保佐人) 行政書士
- 5月28日 ケース引継ぎのため打ち合わせ会議の実施、会議後本人と面会
(出席者) 保佐人 支援者 権利擁護支援センター

1. 事業実施方針

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、自らの権利保護に支援を必用としている者又はそれぞれの支援者に対して、権利擁護に関する相談支援、利用支援、普及啓発等の事業を行い、もって住民福祉の向上及び日常生活の安寧を図ることを目的として次の事業を実施する。
具体的には、権利擁護に関する相談支援事業、民法に規定する後見制度及び社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援事業、権利擁護に関する普及啓発事業、法律職及び関係団体等との連携促進事業を実施する。また、法人による後見事務の提供事業に向けた検討を開始する。

2. 事業実施事項

項 目	ア 権利擁護に関する広報啓発	イ 権利擁護に関する総合相談	ウ 成年後見制度の申し立て支援及び後見人支援	エ 法律職及び関係団体等との連携促進事業	オ 後見事務の提供事業
事業目的	パンフレットの作成、講演会や研修会の開催等により、広く市町村の関係者及び住民に対して、権利擁護の制度の普及・啓発を行う。	地域住民、介護事業所や障がい者の事業所などからの成年後見制度の利用、権利擁護に関する相談に応ずるとともに、センター職員による市内巡回相談を行う。併せて、成年後見制度などに関する情報提供を行う。	成年後見制度の利用及び福祉サービス等の利用のための必要な支援を行う。 ※福祉サービス等とは市町村が行う福祉サービス・介護保険法によるサービス・社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業・生活自立支援事業を指す。	成年後見、虐待等権利擁護に関する専門職、関係機関の連携の促進、地域連携ネットワーク構築の推進、法律職や専門職の関係団体との連携体制を構築する。	支援検討委員会において、支援が必要と認める人に対して、当法人が後見業務を提供する。法人後見ガイドラインを作成し体制構築に向けての準備を行う。準備完了後は、法人後見人として活動する。
事業内容	1. 市民への広報・啓発 ①センターパンフレットの配布 ②ホームページによる情報発信 ③広報等による情報発信	1. 窓口相談	1. 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ①住民及び首長による申立ての支援 ②後見人等候補者の調整 ③申立て手続き代理人の斡旋	1. 受任可能な専門職数の把握（1回/年） （調査対象団体） ①弁護士会（アイズ） ②司法書士会（リーガルサポート） ③社会福祉士会（ぱあとなあ） ④行政書士会（コスモスあいち）	1. 法人後見の体制の構築
	2. 関係機関への広報・啓発 社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護保険事業所、障がいサービス事業所、民生委員、医療機関、金融機関、郵便局、消費生活センター公証役場、裁判所 等	2. 電話相談	2. 後見人等の後方支援 申立て後の後見人へのモニタリング・バックアップ	2. 専門職団体関係の研修、権利擁護に関する情報交換会及び会議等への参加 →社会福祉士会「ぱあとなあ」連絡会議等	2. 法人後見に関する勉強会及び研修会への参加
	3. 各種会議、研修会での広報・啓発 ①介護保険事業所及び施設連絡会議 ②市障害者地域総合支援協議会 ③民生児童委員協議会定例会 ④市地域包括支援センター連絡調整会議 ⑤市ボランティア連絡協議会 ⑥ケアマネジャーオンラインサロン ⑦愛西の里保護者懇談会 等	3. 訪問相談	3. 成年後見のニーズ把握（1回/年） （認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者数の把握）	3. 支援検討委員会の実施（年4回） ①受任調整会議 ②相談事業等、センター運営全般に関する助言	3. 法人後見に関する書類整備 法人後見ガイドラインの整備
	4. 講演会や研修会の開催 ①住民のための講演会 年1回 ②行政・福祉職のための講演会 年2回 ③行政・福祉職のための研修会 年1回	4. 巡回相談 第2木曜日に市内4地区にて巡回相談を実施（1組目13：30～2組目14：30～） ①佐屋地区（4月、8月、12月） ②立田地区（5月、9月、1月） ③八開地区（6月、10月、2月） ④佐織地区（7月、11月、3月）	4. 権利擁護啓発及び勉強会の開催 （対象）社会福祉協議会及び関係機関の専門職・行政職員	4. 地域連携ネットワークの構築 権利擁護が必要な方の発見、早期の相談支援、後見人を含めたチーム支援のための地域連携ネットワーク構築の推進 ①権利擁護支援連携協議会（年2回） 多職種による権利擁護利用促進の検討 ②権利擁護支援事業運営会議（年5回） 権利擁護支援に関する事業運営の協議	
	5. 権利擁護の人材（市民後見人）養成の検討	5. 弁護士相談 ①開催月 奇数月 5月、7月、9月、11月、1月、3月 ②開催日 第3木曜日 1組目10：00 2組目11：00 ③場 所 権利擁護支援センター	5. 社会福祉協議会の日常生活自立支援事業担当者等との連携	5. 家庭裁判所との連携 ①人材育成や後見人支援に関する情報交換 ②家事関係機関と裁判所との連絡協議会への参加	
	6. 居宅支援ネットワーク事例検討会開催 毎月第2木曜日 16：30				

愛西市権利擁護支援センター 令和6年度相談対応実績

令和6年7月31日現在

1 対象者の種別 (人・件)

相談者		認知症	知的障害	精神障害	身体障害	高齢者	その他	不明	合計
4月	実人数	9	3	3	1	4	1	0	21
	うち新規	4	1	1	1	4	1	0	12
	延件数	14	5	7	7	6	1	0	40
5月	実人数	10	3	5	2	4	0	0	24
	うち新規	4	2	2	0	3	0	0	11
	延件数	15	3	15	6	6	0	0	45
6月	実人数	12	1	6	0	2	0	0	21
	うち新規	6	0	3	0	1	0	0	10
	延件数	21	1	11	0	2	0	0	35
7月	実人数	10	3	7	2	3	1	0	26
	うち新規	2	3	2	0	2	1	0	10
	延件数	19	4	13	2	3	1	0	42
合計	実人数	41	10	21	5	13	2	0	92
	うち新規	16	6	8	1	10	2	0	43
	延件数	69	13	46	15	17	2	0	162

2 相談方法 (人)

相談者	訪問	電話	来所	ケース会議等	巡回相談	弁護士相談	その他	合計
4月	12	11	9	4	4		0	40
5月	10	16	9	2	3	2	3	45
6月	8	15	10	1	0		1	35
7月	11	19	10	0	1	1	0	42
合計	41	61	38	7	8	3	4	162

月平均	実人数	23人
	うち新規数	10.8人
	延件数	40.5件

3 相談者

(人)

相談者	本人	家族	親族	ケアマネジャー	地域包括支援センター	介護関係事業所	障害関係事業所	相談支援事業所	社会福祉協議会	行政	医療機関	民生児童委員	知人・地域住民	後見人等	法律専門職	家庭裁判所	金融機関	消費者センター	警察	その他	不明	合計
4月	14	4	4	2	3	0	1	0	0	5	4	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	40
5月	12	12	1	3	1	0	2	2	0	4	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	45
6月	6	7	0	2	3	4	0	1	0	8	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	35
7月	7	13	4	0	2	0	0	3	1	5	2	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	42
合計	39	36	9	7	9	4	3	6	1	22	10	1	0	12	1	2	0	0	0	0	0	162

4 相談対応内容内訳

(件)

相談対応内容	日常生活自立支援事業相談	成年後見制度説明・相談	本人申立手続支援	親族申立手続支援	市長申立手続支援	財産管理	書類管理・手続支援	総合相談・手続支援	相続・遺産分割・遺言	悪徳商法・消費者被害	虐待・権利侵害	後見人等支援	契約等法律行為	不安の解消	任意後見制度	報酬助成	債務・浪費	家賃・光熱費等支払い	その他	合計
4月	1	4	0	3	9	2	1	0	2	0	1	5	0	4	1	0	7	0	0	40
5月	1	7	0	7	12	1	2	0	4	0	1	3	0	1	1	0	5	0	0	45
6月	2	11	0	7	8	3	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	35
7月	1	7	0	13	8	0	0	2	2	0	1	2	2	2	1	0	1	0	0	42
合計	5	29	0	30	37	6	3	2	9	0	3	12	2	8	3	0	13	0	0	162

5 申立等手続支援件数

(件)

	本人申立手続支援	親族申立手続支援	市長申立手続支援	合計
4月	0	0	1	1
5月	0	0	0	0
6月	0	2	2	4
7月	0	2	1	3
合計	0	4	4	8

参考

日常生活自立支援事業支援
0
2
2
1
5

令和6年度成年後見制度市長申立案件の経過について

ケース1 2024-1 K・M（61歳 男性 統合失調症）
5月15日 支援検討委員会開催 （受任候補者検討）福祉職
6月12日 家庭裁判所市長申立 （保佐人候補者）行政書士
7月17日 家庭裁判所調査官による面接 保佐類型代理権についての確認

ケース2 2024-2 H・T（82歳 女性 アルツハイマー型認知症）
5月15日 支援検討委員会開催 （受任候補者検討）福祉職
6月28日 家庭裁判所市長申立 （後見人候補者）行政書士
7月18日 審判書を受理（市担当課） （成年後見人）行政書士

ケース3 2024-3 N・S（80歳 男性 認知症）
5月15日 支援検討委員会開催 （受任候補者検討）福祉職
7月19日 家庭裁判所市長申立 （保佐人候補者）社会福祉士

市町村別本人者数(名古屋家裁 令和5年12月31日現在)

	成年後見	保佐	補助	任意後見
名古屋市	2224	524	194	75
千種区	146	21	10	8
東区	48	17	5	4
北区	185	38	13	3
西区	138	24	7	4
中村区	123	32	16	6
中区	71	20	4	5
昭和区	80	23	9	7
瑞穂区	86	28	3	0
熱田区	49	20	9	4
中川区	202	32	19	2
港区	133	29	7	7
南区	178	77	17	3
守山区	262	42	22	2
緑区	182	56	28	6
名東区	164	23	10	10
天白区	176	42	15	4
瀬戸市	112	49	12	2
春日井市	376	56	9	4
津島市	57	8	4	0
小牧市	125	26	15	1
尾張旭市	75	23	15	3
豊明市	60	29	5	0
日進市	70	24	8	2
愛西市	69	22	15	0
清須市	37	11	4	1
北名古屋市	45	16	4	6
弥富市	95	13	4	1
あま市	62	14	9	0
長久手市	28	15	5	0
東郷町	35	14	6	0
豊山町	4	1	1	0
大治町	6	1	0	1
蟹江町	21	8	1	0
飛島村	4	3	0	0

	成年後見	保佐	補助	任意後見
一宮市	385	119	58	6
犬山市	82	12	8	0
江南市	111	18	12	2
稲沢市	104	31	12	1
岩倉市	51	17	2	0
大口町	13	2	2	0
扶桑町	26	5	7	0
半田市	239	53	15	1
常滑市	74	38	11	0
東海市	101	64	14	0
大府市	77	29	5	0
知多市	97	32	8	1
阿久比町	61	11	3	0
東浦町	117	46	9	0
南知多町	30	11	4	0
美浜町	32	13	3	0
武豊町	32	16	3	0
岡崎市	338	79	19	9
碧南市	55	3	1	2
刈谷市	79	19	10	0
豊田市	459	87	23	5
安城市	144	18	3	3
西尾市	104	15	5	0
知立市	38	3	0	0
高浜市	37	10	1	0
みよし市	53	7	3	0
幸田町	21	4	2	2
豊橋市	420	64	19	3
豊川市	186	26	8	3
蒲郡市	66	10	3	0
新城市	66	13	3	1
田原市	44	5	7	2
設楽町	31	1	0	0
東栄町	4	1	0	0
豊根村	0	0	0	0
その他	172	24	16	18
合計	7454	1763	610	155

- 本資料は、令和5年12月31日時点で名古屋家裁(管内支部を含む。以下同じ。)が管理している本人数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 上記人数には、本人は既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。
- 対象となる本人は、名古屋家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が愛知県内であっても、名古屋家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。
- 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後の変更届出があった時点等にシステムに登録した本人の住所地(住民票所在地)を市区町村別に集計したものである。
したがって、本人が実際に居住している場所が反映されたものではないし、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないこととなる。

市町村別本人者数等(名古屋家裁 令和5年開始分)

- 本資料は、名古屋家裁（管内支部を含む。以下同じ。）において、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に後見開始、保佐開始及び補助開始の審判をした事件を対象として集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 市町村別の数値は、事件記録に基づき、開始時点及びその後の変更届出があった時点等にシステムに登録した本人の住所地（住民票所在地）を基準にして集計したものである。したがって、申立時に本人が居住していた場所が反映されたものではなく、市町村長申立件数は別の市町村長が申し立てた件数を含む可能性がある。
- 1件の終局事件について複数の後見人等が選任されることがあるため、後見人等の内訳の合計と本人数とは一致しない。
- 後見人等の内訳のうち、弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。

	成年後見														保佐														補助															
	本人 数	市 町 村 長 申 立 て	成年後見人と本人との関係												本人 数	市 町 村 長 申 立 て	保佐人と本人との関係												本人 数	市 町 村 長 申 立 て	補助人と本人との関係													
			親 族	市 民 後 見 人	弁 護 士	司 法 書 士	社 会 福 祉 士	税 理 士	行 政 書 士	精 神 保 健 福 祉 士	知 人	そ の 他 個 人	社 会 福 祉 協 議 会	そ の 他 法 人			親 族	市 民 後 見 人	弁 護 士	司 法 書 士	社 会 福 祉 士	税 理 士	行 政 書 士	精 神 保 健 福 祉 士	知 人	そ の 他 個 人	社 会 福 祉 協 議 会	そ の 他 法 人			親 族	市 民 後 見 人	弁 護 士	司 法 書 士	社 会 福 祉 士	税 理 士	行 政 書 士	精 神 保 健 福 祉 士	知 人	そ の 他 個 人	社 会 福 祉 協 議 会	そ の 他 法 人		
名古屋市	303	59	92	3	117	67	37	2	0	1	1	1	3	17	58	11	8	1	19	7	13	0	0	0	0	0	0	8	17	1	4	0	4	4	2	0	1	0	0	0	0	2		
千種区	34	8	13	0	15	7	5	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
東区	6	1	0	0	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
北区	27	4	10	0	9	7	1	1	0	0	0	1	1	3	5	1	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
西区	21	4	7	0	12	2	3	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中村区	12	1	5	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中区	10	0	4	0	2	5	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
昭和区	12	1	6	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
瑞穂区	17	3	8	0	6	2	3	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熱田区	8	2	1	0	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中川区	36	5	8	0	15	9	3	0	0	0	0	0	0	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港区	18	6	2	0	9	5	0	0	0	0	0	0	0	3	5	1	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南区	23	3	7	1	6	7	4	0	0	0	0	0	0	1	8	1	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
守山区	16	6	2	0	7	2	3	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緑区	30	8	9	0	10	6	5	1	0	0	0	0	0	5	8	1	2	0	3	1	0	0	0	0	0	0	2	5	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2		
名東区	10	4	3	0	2	1	3	0	0	1	0	0	0	1	3	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天白区	23	3	7	2	9	5	2	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸市	12	5	2	2	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	2	4	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1		
春日井市	35	10	10	1	11	16	1	1	0	0	1	0	0	0	10	4	1	1	1	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
津島市	5	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小牧市	29	12	6	0	10	2	8	0	0	0	0	0	0	4	7	3	0	0	3	0	2	0	0	0	0	0	3	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	

市町村別本人者数等(名古屋家裁 令和5年開始分)

- 本資料は、名古屋家裁（管内支部を含む。以下同じ。）において、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に後見開始、保佐開始及び補助開始の審判をした事件を対象として集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 市町村別の数値は、事件記録に基づき、開始時点及びその後の変更届出があった時点等にシステムに登録した本人の住所地（住民票所在地）を基準にして集計したものである。したがって、申立時に本人が居住していた場所が反映されたものではなく、市町村長申立件数は別の市町村長が申し立てた件数を含む可能性がある。
- 1件の終局事件について複数の後見人等が選任されることがあるため、後見人等の内訳の合計と本人数とは一致しない。
- 後見人等の内訳のうち、弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。

[illegible]

市町村別本人者数等(名古屋家裁 令和5年開始分)

- 本資料は、名古屋家裁（管内支部を含む。以下同じ。）において、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に後見開始、保佐開始及び補助開始の審判をした事件を対象として集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 市町村別の数値は、事件記録に基づき、開始時点及びその後の変更届出があった時点等にシステムに登録した本人の住所地（住民票所在地）を基準にして集計したものである。したがって、申立時に本人が居住していた場所が反映されたものではなく、市町村長申立件数は別の市町村長が申し立てた件数を含む可能性がある。
- 1件の終局事件について複数の後見人等が選任されることがあるため、後見人等の内訳の合計と本人数とは一致しない。
- 後見人等の内訳のうち、弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。

	成年後見														保佐														補助													
	本人 数	市 町 村 長 申 立 て	成年後見人と本人との関係												本人 数	市 町 村 長 申 立 て	保佐人と本人との関係										本人 数	市 町 村 長 申 立 て	補助人と本人との関係													
			親 族	市 民 後 見 人	弁 護 士	司 法 書 士	社 会 福 祉 士	税 理 士	行 政 書 士	精 神 保 健 福 祉 士	知 人	そ の 他 個 人	社 会 福 祉 協 議 会	そ の 他 法 人			親 族	市 民 後 見 人	弁 護 士	司 法 書 士	社 会 福 祉 士	税 理 士	行 政 書 士	精 神 保 健 福 祉 士	知 人	そ の 他 個 人			社 会 福 祉 協 議 会	そ の 他 法 人	親 族	市 民 後 見 人	弁 護 士	司 法 書 士	社 会 福 祉 士	税 理 士	行 政 書 士	精 神 保 健 福 祉 士	知 人	そ の 他 個 人	社 会 福 祉 協 議 会	そ の 他 法 人
半田市	30	10	9	0	0	3	1	0	4	0	0	0	0	15	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
常滑市	15	5	5	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	10	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東海市	12	4	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8	10	0	0	0	2	2	0	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
大府市	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	0	1	2	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
知多市	19	10	3	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
阿久比町	4	1	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
東浦町	3	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
南知多町	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
美浜町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
武豊町	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
岡崎市	43	14	5	0	21	10	3	0	1	0	0	2	2	1	12	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
碧南市	5	3	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
刈谷市	11	2	2	0	4	2	0	0	1	0	0	0	0	2	4	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
豊田市	63	23	20	0	20	20	9	0	1	0	0	0	11	0	16	2	1	0	6	3	2	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
安城市	13	2	3	0	3	8	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
西尾市	23	1	7	0	10	9	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
知立市	5	3	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
高浜市	8	3	1	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
みよし市	8	5	0	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
幸田町	4	2	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
豊橋市	55	11	22	0	15	7	4	0	0	0	0	0	2	5	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

市町村別本人者数等(名古屋家裁 令和5年開始分)

- 本資料は、名古屋家裁（管内支部を含む。以下同じ。）において、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に後見開始、保佐開始及び補助開始の審判をした事件を対象として集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- 市町村別の数値は、事件記録に基づき、開始時点及びその後の変更届出があった時点等にシステムに登録した本人の住所地（住民票所在地）を基準にして集計したものである。したがって、申立時に本人が居住していた場所が反映されたものではなく、市町村長申立件数は別の市町村長が申し立てた件数を含む可能性がある。
- 1件の終局事件について複数の後見人等が選任されることがあるため、後見人等の内訳の合計と本人数とは一致しない。
- 後見人等の内訳のうち、弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる。

	成年後見														保佐												補助																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	本人数	市町村長申立て	成年後見人と本人との関係												本人数	市町村長申立て	保佐人と本人との関係										本人数	市町村長申立て	補助人と本人との関係																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			親族	市民後見人	弁護士	司法書士	社会福祉士	税理士	行政書士	精神保健福祉士	知人	その他個人	社会福祉協議会	その他法人			親族	市民後見人	弁護士	司法書士	社会福祉士	税理士	行政書士	精神保健福祉士	知人	その他個人			社会福祉協議会	その他法人	親族	市民後見人	弁護士	司法書士	社会福祉士	税理士	行政書士	精神保健福祉士	知人	その他個人	社会福祉協議会	その他法人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
豊川市	24	6	10	0	3	2	2	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0</

令和6年度 愛知県市民後見人等養成研修

資料3

無料

地域の権利擁護支援の担い手として活躍したい方を募集します！

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加等により、成年後見制度をはじめ権利擁護支援のニーズが増加する中、後見人等の担い手の確保・育成の重要性が増しています。

このため、本県における権利擁護支援の担い手として活躍していただく方の養成を目的とした「愛知県市民後見人等養成研修」を下記のとおり開催します。



実施
方法

オンライン学習(パソコン・スマホで受講可能)

受講料

無料

(動画視聴に係る通信料は自己負担)

対象

県内市町村に在住または在勤の方で、県内市町村における権利擁護支援に関心のある方。

申込
期間

令和6年8月16日(金)から9月18日(水)まで

申込
方法

裏面の申込書に必要事項を記入の上、申込先に郵送又はご持参ください。

申込先:愛西市権利擁護支援センター (〒496-0907 愛西市稲葉町米野220番地1)

受講までの流れ

① 受講環境のご確認

- ☐ インターネットに接続したパソコンで受講できる。
- ☐ Webカメラ・マイクのご用意(パソコン内蔵であれば不要)
- ☐ グループワーク参加時において、声を出せる環境(自宅・会議室等)

② 受講申込み

本研修のホームページに掲載している「申込書」をダウンロードの上、必要事項を記入し、愛西市権利擁護支援センターまで郵送又はご持参ください。

③ 受講開始

令和6年10月以降、申込書を提出した市町村から研修の受講に必要なURL等がメールで送付されます。



カリキュラムなど、研修の詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikihoukatu/shiminkouken-kensyu.html>

☎ 左記のQRコードからもアクセスできます。

研修終了後の活躍先について(お申込みいただく前に必ずご確認ください。)

本研修は「市民後見人等養成研修」としてありますが、この研修を受けただけですぐに「市民後見人」として活動できるわけではありません。(家庭裁判所から市民後見人の選任を受ける必要があります。なお、選任までの過程は各市町村により異なります。)

研修を修了した方については、家庭裁判所から選任を受ける市民後見人だけに限らず、各市町村によってさまざまな活躍先があります。各市町村における研修修了者の「活躍の場」をご確認の上、研修を受講していただきますようお願いいたします。詳細は本研修のウェブサイトをご覧ください。

主催:愛知県

事業委託先:株式会社東京リーガルマインド

《研修に関するお問合せ先》

愛知県福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室

TEL052-954-6228

✉ chiikihoukatu@pref.aichi.lg.jp

記入日： 年 月 日

令和6年度愛知県市民後見人等養成研修 受講申込書

(ふりがな)	
氏 名	
生年月日 (西暦)	年 月 日 (歳)
住所	〒
電話番号 (どちらか1つでも可)	(固定)
	(携帯)
メールアドレス	
本研修の受講理由	

<申込書の提出先について>

申込書に必要事項を記載の上、申込先に郵送又はご持参ください。

【申込先・問い合わせ先】

愛西市権利擁護支援センター

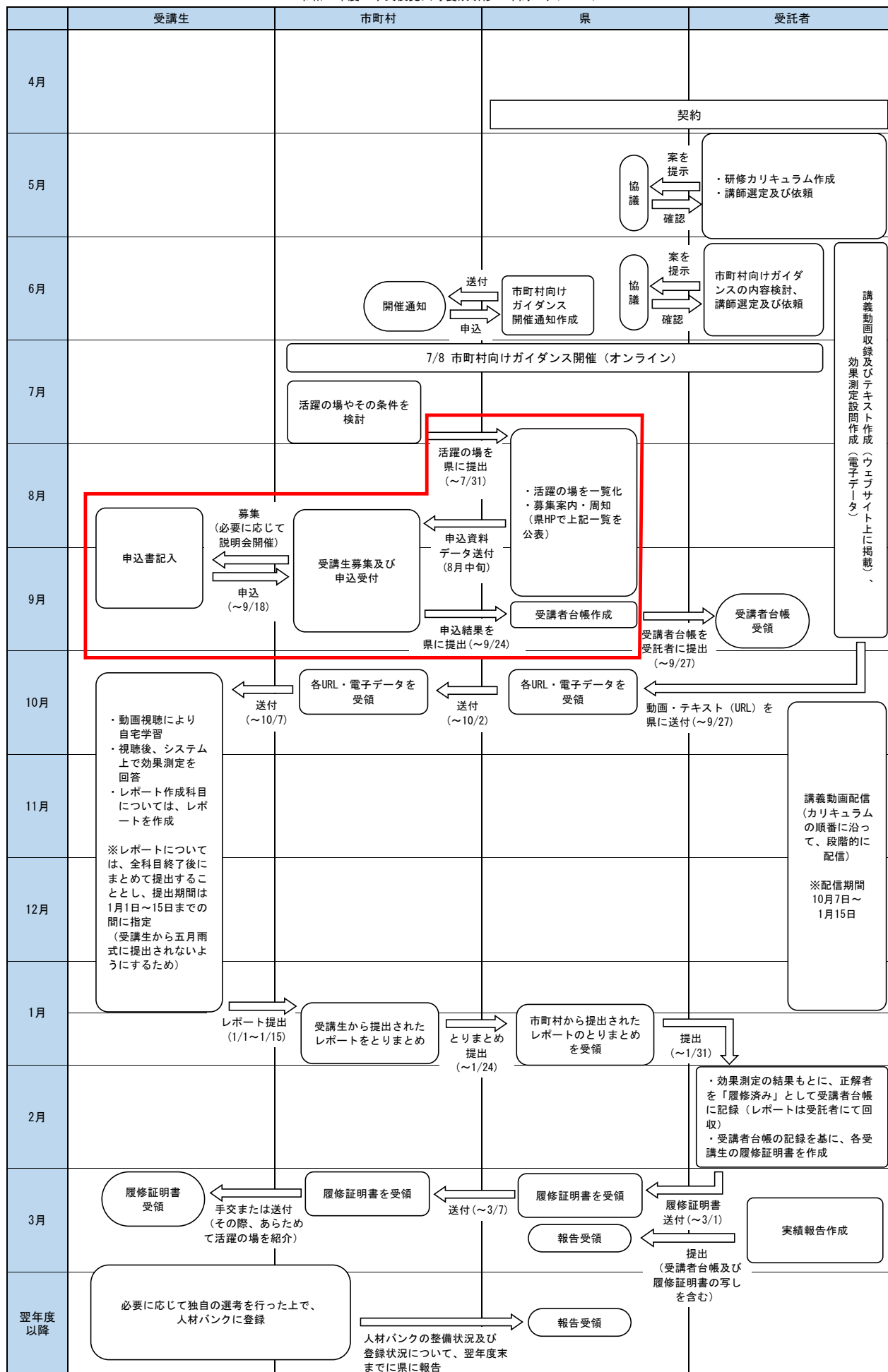
〒496-0907 愛西市稲葉町米野220番地1 ふくしの相談窓口内

TEL (0567) 31-6232 FAX (0567) 31-6233

【個人情報の取扱いについて】

受講申込書に記載された個人情報は、本研修を実施する目的のみに使用し、個人情報の保護に関する法律で定める場合を除き、当該目的以外には使用しません。また、個人情報の管理については、漏えい、不正利用、改ざん等の防止に適切な対策を講ずるとともに、保有の必要のなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに消去します。

令和6年度 市民後見人等養成研修 年間スケジュール



（注）フロー図中の日付については、現時点で想定している時期を示したものであり、今後変更となる可能性がある。

愛知県市民後見人等養成研修 研修修了者向け 愛西市 における「活躍の場」のご紹介

研修修了者の「活躍の場」について

1 市民後見人（候補者登録）

権利擁護支援センターなどからの支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を行う「市民後見人」の候補者として登録します。なお、実際に活動するには、本人（被後見人）がその人らしく暮らしていくため、状況に応じて受任が適切な候補者を調整（受任者調整）の上、家庭裁判所から選任を受ける必要があります。

【主な内容】

- 財産管理（生活費や医療費の支払いなどの金銭管理）
- 身上保護（施設入退所や病院の入退院手続きなどの支援）

【対象者】市内及び近隣市町村在住者

【履修が必要な科目】全ての科目

2 日常生活自立支援事業 生活支援員

社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の生活支援員として、判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の日常的なお金の出し入れや書類の管理を行います。

【主な内容】

- 日常的なお金の出し入れ
- 日常生活に必要な事務手続きや重要な書類などの管理

【対象者】市内及び近隣市町村在住者

【履修が必要な科目】全ての科目



留意事項

候補者登録や生活支援員として活躍するにあたっては、研修終了後別途実施する面接を受けていただく必要があります。
詳細はあらためて研修修了者の皆様にお知らせいたします。

問合せ先

愛西市権利擁護支援センター

〒496-0907 愛西市稲葉町米野220番地1 ふくしの相談窓口

TEL：0567-31-6232 FAX：0567-31-6233

メールアドレス：kenriyugo@aisai-syakyo.jp

愛西市法人後見ガイドラインについて（案）

1. 法人後見の実施に向けた経緯

- (1) 愛西市での後見人候補者の受任調整については、専門職三士会（愛知県弁護士会アイズ、リーガルサポート愛知支部（司法書士）、愛知県社会福祉士会ぱあとなあ）及び行政書士会コスモスへ候補者推薦を依頼する方法を採用している。
- (2) 愛知県内においても成年後見制度の利用促進が広まっており、各自治体から専門職団体へ後見人候補者の推薦依頼が増加すると見込まれる。
- (3) 中核機関としても、本人の課題等に見合った候補者を受任調整することが望ましいことや市民後見人の受け皿としても、積極的に法人後見について前向きに検討する必要性がある。

2. 中核機関としての法人後見についての取組

- (1) 上記経緯を踏まえ、令和6年2月16日開催の愛西市権利擁護支援連携協議会において、「令和6年度 愛西市における権利擁護の中核機関及び権利擁護支援センター事業実施方針」として、後見事務の提供事業に取り組むことが了承された。
具体的な取組は、1. 法人後見の体制の構築、2. 法人後見に関する勉強会及び研修会への参加、3. 法人後見に関する書類整備、としている。
- (2) 法人後見は、愛西市権利擁護支援センターを受託する愛西市社会福祉協議会が担い手になることで、センターとのスムーズな連携が図られ、的確にサービスが提供できることが考えられる。

3. 法人後見として家庭裁判所が選任する場合の法人の選任要件

(1) 法人の事業適正

法人の事業の種類や内容、法人として適正に成立・構成しており、その事業の種類や内容が高齢者・障がい者等の福祉にふさわしいものであるか。

本人の資産が営利目的に利用されたり、悪用されたりするようなことがあってはならないため、家庭裁判所が営利性や事業目的を確認することがある。

(2) 法人の財政状況

法人の財務に会計専門職等が関与し、適正に管理されているか。

仮に本人に損害を与えてしまった場合、賠償する能力があるかどうかなど、法人の財産状況が安定しているか。

(3) 法人の事務遂行能力

担当者に後見等事務を遂行する能力があるか、担当者に対する指導監督体制が組織として適切か、事務担当者への研修が整備されているか。

また、財産管理の方法が適切か、不正発覚時の体制が適切か、個人情報保護の対策が確実にとられているか。

(4) 法人の利害関係

本人に対して有償サービス等を提供しているなど、具体的な利害関係はあるか、将来的に本人に不利益が生ずる可能性があるか、実質的な利益相反関係に立つことを防止するしくみがあるか。

法人の役員や職員が重複していないか、財政基盤が分かれている場合に実質的な利益相反関係に立つおそれはないか。

4 候補者（受任調整）を法人後見とするポイント

名古屋家庭裁判所の助言をふまえ、愛西市内において上記条件に該当する法人は社会福祉協議会であることが考えられる。

社会福祉協議会は地域福祉の推進主体であり、障がい者支援や高齢者支援の相談支援窓口があるほか、支援実績を有している。また、日常生活自立支援事業も実施していることから、福祉的な支援を要するケースについて、法人として受任できるよう整備する。

5 法人後見として受任するケース

(1) 長期間にわたって成年後見制度の利用が想定されるケース

成年後見制度は、開始から本人が死亡するまで続くため、本人の年齢が若い場合、長期にわたる後見活動が想定される障がい者の場合は、個人よりも法人の方が継続的に支援することができる。

(2) 生活費や現金を頻回に本人へ届ける（手渡す）必要があるなど、本人への対応回数が多いケース

対応回数が多ければ、個人の負担が大きくなるため、複数人で対応できる法人の方が好ましい。法人であることにより、業務の監査体制が働きやすい。

また、本人の日常生活において、自ら法律行為を行う機会が多いケース、面会や面談、電話の機会が多くなってくるケースは、長期的・組織的な対応が必要となる点から、法人後見が望ましい。

なお、専門職後見の場合、月1回以上の対応が必要なケースにおいては、回数が頻回なケースとなり、状況に応じた柔軟な対応が困難なことがある。以上のことから、対応回数が多いケースにおいては、法人後見が望ましい。

(3) DVや虐待などの危機管理上の配慮を要するケース

DVや虐待案件については、短期間に状況が変化することが想定される。その時々に対応するためには、市のDV防止又は虐待防止担当者と密に連携する必要がある。

このような場合には、福祉的な支援の比重が大きくなるため、組織的に複数人で対応できる体制があると、本人の権利が擁護できることなどから、法人後見が望ましいと言える。ただし、法的課題がある場合には、専門職後見人との複数後見も受任調整の段階で視野に入れ支援する。

(4) 報酬が見込めない低所得者のケース

受任調整又は候補者調整の場面において、当該ケースに専門職後見人を検討する場合、報酬が見込めないケースであると、専門職後見人に候補者が見つからない場合がある。これにより本人に後見人が就く（審判が下りる）タイミングに遅れが生じてしまい、本人の権利擁護に影響を及ぼすおそれがある。

このことから、報酬が見込めないケース、報酬低額となる見込みのケースについては、法人後見により本人の権利を擁護できるようにする。

(5) 家族が複合的な課題を抱えている、または、支援の仕組みが不十分もしくは再構築する必要があるケース

本人の家族が障がい者や高齢者などの場合、必要な支援体制が整っておらず、その支援体制の構築に多くの時間を要することが考えられる。このような場合、家族全体を見守る支援が必要となるため、後見業務の負担が大きくなる。また、医療や福祉との支援機関との関係ができておらず、一から支援の枠組みを作らなければならない処遇困難ケースなどもある。

これらのケースは、組織のバックアップの無い個人での受任は困難であるため、法人による後見が望ましい。

(6) その他

受け入れが決まらない案件は、法人が受け持つのがふさわしい。